

「函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（原案の概要）」に対するパブリックコメント手続の実施結果について

案 件 名	函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（原案の概要）	
募 集 期 間	平成30年4月6日（金）～5月7日（月）	
担 当 課	保健所生活衛生課	
意見提出者数	個人2人，法人等0団体（持参0，ファックス0，Eメール2）	
項目別意見の内訳	意見内容	意見数
	玄関帳場等	2
	合 計	2

○「函館市旅館業法施行条例の一部を改正する条例（原案の概要）」に対する意見の概要と市の考え方

意見の概要		市の考え方
1	玄関帳場等の設置に関して施行条例の改正内容に含まれておりませんが，改正の余地は無いのでしょうか。現在は10人以下ですと緩和措置がなされていますが，住宅宿泊事業法では駆けつける時間として30分と明確にしておりますので，函館市旅館業法施行条例においても，時間もしくは距離を定めるなどの改正を強く望みます。	このたびの函館市旅館業法施行条例の一部改正では，「旅館・ホテル営業」については，改正後の旅館業法施行令に準じており，また，「簡易宿所営業」については，全国有数の観光地であり，宿泊者が非常に多いという地域の実情を踏まえ，公衆衛生や宿泊者の利便性・安全の確保，テロ等の防止の観点から，従来どおり玄関帳場等（フロント）を設け，管理者を常駐させることが適当と判断し，基本的に設置の廃止や基準の緩和はしないことといたしました。なお，いただいたご意見・ご提言につきましては，今後の参考にさせていただきます。
2	法改正において緩和される内容の中に玄関帳場もあったはずですが，是非，玄関帳場等の規制も緩和して頂きたいと思っております。	
意見等を考慮した結果の修正案	このたびの意見による修正はございません。	
結果の配布場所	保健所生活衛生課（総合保健センター3階）	
お問い合わせ先	保健所生活衛生課 電話：0138-32-1523 ファクス：0138-32-1526	